

## 利用定員の減少について

### 1. 主旨

このことについては、子ども・子育て支援法第32条第3項の規定及び「藤沢市利用定員の設定における運用基準」に基づき、特定教育・保育施設に係る利用定員の減少について神奈川県と協議を行った結果を報告するものです。

### 2. 経過

#### (1) 用語の説明

平成27年度に施行された「子ども・子育て支援新制度」において、従来から用いられている「認可定員」の他、新たに「利用定員」が加わりました。その取扱いにつきましては、次の通り定められています。

##### ①認可定員

教育・保育施設の設置にあたり認可もしくは認定され、その後の変更につき適正な手続きを経た定員。

##### ②利用定員

子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第27条第1項の確認において定め、給付費（委託費）の単価水準を決める定員。

#### (2) 「藤沢市利用定員の設定における運用基準」の策定

本市ではこれまで「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員については、認可定員と同数とすることを基本」とし、運用してきました。

しかしながら、新たに開所する認可保育所において、開所後1～2年間は4・5歳児の定員が充足されない状況が多く、結果的に入所児童数と公定価格給付における定員区分にかい離が生じていました。

このため「子ども・子育て支援新制度」の主旨のひとつである保育等の質の向上や教育・保育施設の安定経営及び公定価格給付のより適正な執行に資するため、神奈川県の見解を踏まえ、別紙1のとおり運用基準を定め、平成30年3月23日に開催した平成29年度第5回子ども・子育て会議で報告の上、運用を開始しました。

### 3. 協議の概要

#### (1) 利用定員を減少する理由

新たに開所した認可保育所については、開所後1～2年間は4・5歳児の定員が充足されない実態が多く、入所児童数と認可定員数に20名以上のかい離が生じています。

このため、「同年度においては、減少した利用定員を上回らない見込みであること」「翌年度以降においても入所実績にあわせ利用定員を設定する」ものと認められるため、平成30年度における利用定員を減少するものです。

(2) 協議を行った保育施設とその内容

別紙2のとおり5施設

(3) 協議の結果

協議を行った5施設について、神奈川県より「異議なし」との回答がありました。

(4) 利用定員の変更年月日

2018年(平成30年)7月1日

以 上

子育て企画課 施設整備担当